

平成30年度「見方がちがう動物園」NEW デザインプロジェクト募集要項

1 目的及び事業概要

NPO 法人等と日本平動物園が連携し柔軟かつ新しい着眼点によるイベント等を導入することを目的に日本平動物園をフィールドとした「魅力向上」及び「集客強化」の2点を効果的に実現できる事業を募集します。

なお、本事業は市（日本平動物園）と採択事業を提案した団体が委託契約を締結し、契約締結した団体自らに企画運営していただきます。

2 応募資格

静岡市内に住所または活動の拠点を置く下記団体のいずれかに該当する団体とします。

(1) 特定非営利活動法人（NPO 法人）

(2) 市民活動を行っている団体で、以下のすべての項目に該当するもの（自治会・町内会等の地縁組織も応募ができます。）

- ① 10人以上の会員で組織していること。
- ② 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当すること。
- ③ 組織の運営に関する定款や会則等を備えていること。（総会や役員会など、組織運営の意思決定の仕組みが規定されていること）
- ④ 予算及び決算の処理を適切に行っていること。
- ⑤ 活動内容や会計処理に関する情報が公開できるよう整理されていること。
- ⑥ 委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- ⑦ 過去1年度以上の活動実績があり、事業報告書・決算書等の書類で確認できること。

(3) 前2項に該当する団体の共同体

(参考)

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号

- 2 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 募集内容

(1) 採択事業数

採択事業数に制限を設けず、予算の範囲内で複数の事業を採択します。

本年度の事業予算額は200万円（予定）です。

(2) 事業費と積算

- ① 企画の提案にあたり、事業実施にかかる見積額を提示していただきます。
- ② 「見方がちがう動物園」NEW デザインプロジェクトは補助金交付制度ではありませんので、単なる団体の活動の補助として必要な経費を記載するのではなく、事業の実施にあたり、必要な経費を根拠とともに明確に提示すよう努めてください。
- ③ 原則として、委託事業の主要部分を第三者に再委託する費用、又はこれに準ずる費用の支出は認めません。
- ④ 事務管理費は、委託金額の20%以内とします。
- ⑤ 委託料以外の収入として、サービスの受益者又は事業に対する協賛者から得た収入を事業費に充てることができます。ただし、金額等は市と団体が協議の上決定するものとします。なお、委託料以外の収入を見込み、不足が生じたときは、団体が負担するものとします。
- ⑥ 市と団体との協議の上、市が適当と認める金額については、前金払いとすることができます。

(3) 募集事業

募集する事業は、下記①～③全てを満たす事業とします。

- ① 日本平動物園の「魅力向上」及び「集客強化」の2点を効果的に実現できると認められる。
- ② 実施主体が自ら企画運営する。
- ③ 継続性が高いと認められる。

(4) 注意事項

次のいずれかに該当する事業は応募の対象としません。

- ① 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業。
- ② 学術的な研究事業。
- ③ 地区住民の親睦のみを目的とした交流イベントなどの事業。
- ④ 国や他の地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受ける事業。
- ⑤ 政治、宗教、営利を目的とする事業。

4 応募書類

- (1) 応募申込書（様式1）
- (2) 企画提案申込書（様式2）
- (3) 企画提案書（様式3）

- (4) 見積書（様式4）
- (5) 団体の定款、会則又はこれらに準じるもの。
- (6) 団体の平成 29 年度の事業報告書・決算書及び平成 30 年度の事業計画書・予算書
（総会などの承認が間に合わない場合は、総会などに提出する資料の案を提出してください。）
- (7) 社員（役員）名簿
- (8) その他市が必要と認めるもの。

5 募集期間

平成 30 年 4 月 20 日（金）～5 月 31 日（木）

※採択団体決定後、予算額に余剰があれば 7 月頃から随時受付（先着順に審査）を開始します。

6 事業の決定

事業の決定は、市が設置する「見方がちがう動物園」NEW デザインプロジェクト審査委員会による各審査を経て行います。審査の手順は次のとおりです。

(1) 受付（資格審査） 実施時期：平成 30 年 4 月 20 日（金）～

日本平動物園に提出された企画提案書等について書類の形式が整っているか、また、応募資格を満たす団体であるかを確認します。

(2) 書類審査 実施時期：平成 30 年 6 月 8 日（金）予定

「見方がちがう動物園」NEW デザインプロジェクト審査委員会による書類審査です。審査委員会は、提出された書類の内容を確認にして、[8 審査の視点]の評価視点に基づき審査し、面接審査の対象となる団体の選定を行います。

(3) 面接審査 実施時期：平成 30 年 6 月 15 日（金）予定

「見方がちがう動物園」NEW デザインプロジェクト審査委員会による面接審査です。書類審査で選定された団体に対して面接審査を実施し採択事業の候補を決定します。

7 審査方法

審査方法は書類審査及び面接による審査とします。

詳細については下表のとおりとします。

なお、第 2 次審査（面接審査を）平成 30 年 6 月 15 日（金）に実施する予定です。

必ず出席をお願いいたします。

区分	審査する者	内容	審査書類
受付	日本平動物園	提出書類が形式的に整っているかを審査します。	4(1)～(8)に掲げる書類 (P2～3 参照)
第 1 審査 (書類審査)	審査委員会	提出された書類の内容に基づき審査・選定します。	
第 2 審査 (面接審査)	審査委員会	第 1 次審査で選定された団体を面接し採択事業を決定します。	

8 審査の視点

事業の目的や内容に「魅力向上」及び「集客強化」の効果があると見込まれる企画提案であって、次のような視点により高い評価を受けた企画提案を行った団体を選定するものとします。

- (1) 日本平動物園の「魅力向上」及び「集客強化」の2点を効果的に実現できる事業か。
- (2) 日本平動物園内の注意事項に反する行為（※）はないか。
- (3) NPOの先駆性・創造性を活かした事業か。
- (4) 実行性が十分に感じられるか。
- (5) 予算の見積りは適正か。
- (6) 本格実施（継続実施）への発展性が見込める事業か。

《園内注意事項》

※動物園はお客様の安全や動物の安定的な飼育を優先するため園内での可能な行為は当園イベント担当と協議の上、実施の可否を判断します。

- ①動物のストレスとなる行為はできません。
- ②ボールや風船などの遊具は持ち込めません。
- ③犬、猫、その他の動物は持ち込めません。
- ④ごみは実施団体が責任を持って処理してください。

9 審査委員会

「見方がちがう動物園」NEWデザインプロジェクト審査委員会は、市民委員及び行政職員からなる機関です。

10 契約期間

平成30年7月以降～平成31年3月末まで。

- (1) 審査会による審査を経て採択事業を決定した後、団体、日本平動物園による協議により仕様書等の内容を決定し、契約締結後に事業委託開始となります。採用決定後、提案団体と市は事業内容について協議し、契約を交わします。
- (2) 前項の協議の際、多様な視点で検討することによって事業をより良いものにするために、審査委員会から助言を受ける機会を設けます。

11 事業完了報告

事業を実施した団体は、委託事業終了後、速やかに委託業務完了事業報告書を作成し、日本平動物園に提出してください。